

シーズ・市民活動を支える制度をつくる会 提案書

みんなでつくろう！改正NPO法条例

地方自治の新しい時代を目指して

特定非営利活動法人シーズ・市民活動を支える制度をつくる会

2011年10月14日

<http://www.npoweb.jp/>

みんなで作ろう！改正NPO法条例

はじめに

2011年6月、NPO法人制度に大きな改革をもたらす2つの法律が成立しました。一つは寄附税制の改正法（※）、もう一つは改正特定非営利活動促進法（改正NPO法）です。この2つの法律によるNPO法人制度への改正は、1998年NPO法人制度がスタートして以来最大のものとなります。

- この2つの法律の施行（実施）は3段階に分けて行われます。第一段階の国税部分はずすでに今年6月30日からスタートしています。第二段階の地方税部分が2012年1月1日から、そして改正NPO法部分が2012年4月1日から、それぞれ施行されます。

※正式な名称は「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律」及び「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律」と言います。

改正NPO法をより活用しやすいものにするためにも、寄附税制をより実効性のあるものにするためにも、条例が極めて重要になってきました。国レベルでの法律制定だけでなく、いかに地方レベルで市民がリードして条例を作れるかが、改正NPO法では問われています。

- この2つの法律では、地方自治体の果たす役割が従来よりも大きくなっています。改正NPO法でも所轄庁の役割を大きくしていますし、地方税法でも条例で定める範囲が大きくなっています。
- 指定条例（3号指定や4号指定）のように、NPO法人の所轄庁でない自治体でも整備することが求められる（できる）条例が出てきています。今まで、NPO法人に関する条例といえば、所轄庁である自治体だけが関係していました。しかし、改正NPO法関連の条例は、すべての自治体に関係する条例だと考えてください。

この冊子では、改正NPO法に関する3つの条例の概要を説明し、その作る際のチェックポイントを明かにしています。皆さんの自治体でも、そのチェックポイントに沿って条例がきちんと整備されていくように働きかけていきましょう。

目次

1. 改正NPO法の基本的仕組み	3 P
2. 改正NPO法に関わる3つの条例	5 P
3. 自治体に条例づくりを働きかけよう	7 P
4. 施行条例・規則	8 P
5. 3号指定条例	36 P
6. 4号指定条例	42 P

1. 改正NPO法の基本的仕組み

改正NPO法は、大きく分けて2つの部分から出来てきます。NPO法人制度に関する部分と認定NPO法人制度に関する部分です。

- 1998年にスタートしたNPO法は、当初はNPO法人制度部分のみで出来ていました。一方、認定NPO法人制度は2001年にスタートしていましたが、租税特別措置法という税法の中で定められ、複雑でわかりにくいという批判がされてきました。今回の改正では、この2つの制度を一つの改正NPO法として統合することで、制度を分かりやすくすることが図られました。
- 2011年6月にスタートした新寄附税制（国税）、12年1月にスタートする地方税の寄附税制、それらを受ける形で改正NPO法は構成されています。寄附税制の認定NPO法人部分をNPO法に移行するとともに、NPO法にも時代に合わせた改正がされています。

改正NPO法ではNPO法人制度の部分にも大きな変更が加えられています。

- 大きな変更点は3つです。第一に、所轄庁がすべて都道府県か政令市になりました。これにより、内閣府の認証法人がなくなりました。第二に、毎年作成・提出する計算書類が変わりました。第三に、特定非営利活動の分野が17分野から20分野に増えました。

改正NPO法では、認定NPO法人制度にも大きな変更が加えられています。

- 大きな変更点は2つです。一つは、認定する機関が国税庁から所轄庁（都道府県又は政令市）に移るということです。もう一つは「仮認定」制度が導入されるということです。

改正NPO法では、NPO法人制度の部分と認定NPO法人制度の部分は、連続している部分とそれぞれで完結している部分があります。このような構成に注意が必要です。

- 改正NPO法は全部で6章構成となっています。第二章が法人制度部分、第三章が認定NPO法人制度部分で、それぞれに認証・認定の要件・手続き・監督規程が設けられています。
- 監督規程もNPO法人に対するものと、認定NPO法人に対するものが別途に定められています。これは、認定NPO法人の方が税制上の優遇を受けるためにより厳

しい監督がなされるものです。それぞれに対する監督規程は別々に扱う必要があります。

2. 改正NPO法に関わる3つの条例

改正NPO法に関して自治体がつくる条例は3種類あります。この3つは全く違う内容の条例なのできちんと分けて作っていきましょう。

- 改正NPO法（寄附税制も含みます）に関して、自治体で作らなければならない、または作ることが望ましい条例は3種類あります。この冊子では便宜上、その3つを「施行条例」「3号指定条例」「4号指定条例」と呼び分けることにします。

【施行条例】NPO法施行条例とは、改正NPO法の施行のために法律で条例に委任された部分に関する条例を言います。これがないと改正NPO法は施行できないので必須の条例です。

- 施行条例自体は、すでに1998年にNPO法が作られた時に、すべての所轄庁（当時は都道府県・内閣府）で作られています。今回必要となるのは、改正NPO法に合わせて従来の施行条例を改正する部分と、新しい法律に合わせた条例を付け加える部分です。
- 今まで所轄庁でなかった政令市では新たに施行条例を制定することになります。

【3号指定条例】認定NPO法人等（以下、認定NPO法人・仮認定NPO法人を指します。）に住民が寄附をしたときに、地方税が減免になる対象法人の範囲を定めるための条例です。

- これも改正NPO法ではなく、税法（地方税法）で定められているものですが、改正NPO法によって、認定NPO法人等が増え、地方税の減免がより重要になってくることから、この冊子では、これも改正NPO法関連の法・条例として取り扱っています。
- 後記の指定条例と区別する場合、地方税法第37条の2の第3号（および地方税法314条の7の第3号）で規定されていることから、「3号指定条例」と呼びます。
- この条例は作る・作らないは自治体の任意です。
- この条例がないと、その自治体の住民が認定NPO法人等に寄附をしたとしても、所得税の控除はできても、住民税の控除ができません。寄附税制を充実させるためにも重要な条例です。

【4号指定条例】指定NPO法人制度の条例とは、自治体がNPO法人を個別に「指定」

することで、寄附者からの寄附金の地方税部分をその指定をされたNPO法人が減免できる条例です。指定NPO法人になると、認定を受ける際のPST（パブリック・サポート・テスト）を免除されるというメリットもあります。

- これも改正NPO法ではなく、税法（地方税法）で定められているものですが、改正NPO法を前提として、所轄庁で独自に認定NPO法人のPST基準を緩和するための措置として作られたものです。そのため、改正NPO法の関連法・条例として取り扱っています。
- 前記の条例（これも法律上は「指定」となっているので）と区別するため、地方税法第37条の2の第4号（および地方税法314条の7の第4号）で規定されていることから、「4号指定条例」と呼ぶことにします。
- 3号指定条例と4号指定条例の違いは、3号が「国税庁の認定を受けた認定NPO法人等への寄附金のうち、その一部を地方税の控除対象とすることができるように条例を定める」のに対し、4号は「認定を受けていないNPO法人を自治体が条例で指定することによって、国税とは関わりなく、地方税の控除対象と出来る」ことにあります。つまり、3号指定の対象は認定NPO法人等であるのに対し、4号指定は一般のNPO法人が対象であるのが違います。
- この指定条例は作る・作らないは自治体の任意です。
- この条例の元となる地方税法は、2012年1月1日から施行されます。今から徐々に自治体で整備されていくことになります。（一部自治体ではもう準備が始まっています。）整備の状況を確認し、条例づくりを働きかけていきましょう。また、すでに整備を進めている他の自治体の情報を集めましょう。

3. 自治体に条例づくりを働きかけよう

3つの条例はどれもNPO法人や寄附者にとって必要不可欠で重要な条例です。3つの条例が自分の自治体できちんと整備されているか、整備されようとしているかどうか確認しましょう。また、今から作られる条例に関してはよりよい内容となるよう自治体や議会に働きかけていきましょう。

- 今からは地方分権・地域主権の時代です。自分の住む自治体の条例、自分の属するNPOのある自治体の条例も、市民参加で作っていくことが重要です。条例づくりは行政と議員の仕事ですが、NPO法が市民と議員の協力でできたように、条例も市民と議会・行政との協力で作っていくことが重要です。
- 次のような活動を周囲に呼びかけて行いましょう。
 1. 自治体議会議員に条例づくりを働きかけましょう。また、議会での質問もお願いしましょう。
 2. 施行条例はパブリックコメントを経て制定されます。このような機会を利用して、条例づくりに意見を出しましょう。
 3. 自分の自治体だけでなく他の自治体の動向を共有しましょう。それがよりよい条例づくりにつながります。
 4. NPO法人の実態に合わせた適切な条例を作るようにしましょう。
 5. 条例だけでなく、規則や様式・手引きなどに関しても、意見を出していきましょう。

ここでは3つの条例についてモデル条例案を示してあります。これを元に、各自治体でより進んだ条例づくりを進めていきましょう。

4. 施行条例

すでに各所轄庁で作られている「特定非営利活動促進法施行条例」を改正NPO法に合わせて改正するものです。すでに条文規程があり改正する部分と、改正NPO法に合わせて、新規に追加する部分とがあります。

- 施行条例は、改正NPO法で新規に定められる条例部分と、従来からすでに定められているNPO法の条例部分があります。新規部分だけでなく、従来から定められている施行条例もこの機会にチェックして、改善を検討しましょう。
- 今まで所轄庁でなかった政令市の場合は、今回新たに所轄庁になることから、新たに施行条例を制定する必要があります。
- 内閣府が所轄庁だったNPO法人に関しては、主たる事務所のある都道府県に所轄庁が移管されます。また、都道府県内の一の政令市の区域内のみに事務所があり、まだその政令市が所轄庁でなかった場合のNPO法人は、今回その政令市に所轄庁が移管することになります。
- 認定NPO法人に関しては認定機関が、やはり主たる事務所のある都道府県又は政令市（その政令市内にだけ事務所がある場合のみ）に移管されます。
- 原則的には、認証する自治体と認定する自治体は同一になります。ただし、認証がすでに政令市でない市町村に移管されている場合は、認証はその市町村、認定は都道府県となります。
- NPO法人・認定NPO法人の方は自分の所轄庁がどこになるのか、しっかり確認することが必要です。また、そのことを予定して条例をチェックしましょう。
- 新しい施行条例が必要とされるのは改正NPO法が施行される2012年4月1日からです。多くの所轄庁では2011年の12月議会（11月か12月に開催）で定められると想定されています。※自治体によって議会の開催期間や頻度が違います。自分のNPOを所轄する自治体の議会の開催時期や施行条例が検討される期間をみておきましょう。
- 施行条例は多くの所轄庁でパブリックコメントにかけられるはずですが、パブリックコメント中に行政だけでなく地方議会の議員に働きかけましょう。

NPO法は、法人の自由と団体自治を基本とし、情報公開でその法人の信用性を担保するということが法の精神です。改正NPO法もこの精神には変わりありません。施行条例を作る際も、この基本的精神を踏まえることが重要です。

- NPO法は団体自治を尊重し、行政ができるだけ恣意的な指導・運用をせず、法人の信頼性は基本的には情報公開で担保するという趣旨でできています。改正NPO

もその精神には変わりありません。条例がその精神をゆがめないように注意する必要があります。

- NPO法改正の趣旨をきちんと踏まえた条例づくりをしましょう。認定基準も法律できちんと議論して定められています。新たな基準を所轄庁で課すことは法律の改正趣旨から外れます。
- NPO法改正で一番重要なのは認定NPO法人制度をNPO法に取り込んだことです。これは、国税庁が審査するのではなく、NPO法人の身近でその実態に通じており、事後チェックで監督できる自治体を認定機関とすることで、認定をとりやすくする趣旨です。認定をとりやすくすることは制度改正の趣旨にはずれているのでいかに簡易にできるかが、自治体に問われてくることです。

条例だけでなく、その条例を受けた規則や規則で定められる様式に注意しましょう。様式がNPO法人の活動を縛ることのないように働きかけましょう。また、様式ではない「書式」や「書式例」にも注意しましょう。

- この文書において、様式と書式（又は書式例）は次のような違いがあるものとして扱っています。まず、様式は法令で（様式第〇号）と定められたものをいいます。記載する事項やその順序・場所も決まっています。変えることが出来ません。書式（又は書式例）は、必要とされる記載事項が書かれていれば、書く順番や書き方の制約がない書類をいいます。
- 実際には書式や書式例が示されているだけでも行政がその形式を守るように指導してくる場合があります。書式や書式例の場合、どこまでが本当に必要とされる記載事項なのか、これを機会にチェックしましょう。
- この条例・規則（案）では、所轄庁等に提出する書類はできるだけ簡素化した方がよいとの視点から、副本の提出をNPO法人側に義務づけず内容となっています。申請者の事務負担の軽減も条例・規則づくりでは重要なポイントです。

今回のNPO法改正の趣旨は、認定取得をできるだけ幅広くとれるようにして、事後チェックに重きをおくようにしたことです。その趣旨を理解して条例をつくるようにしましょう。

- 現状で国税庁が認定の審査は実態調査を行っているのは初回の認定の際だけです。2回目以降の認定（再認定、これからは更新）の際は原則書類審査で行うと手続きを公表しています。
- 初回の認定審査においても、実態調査を行うことを所轄庁に義務的に求めているわけではありません。実態調査をするかしないかは所轄庁の判断によります。

- 米国では、NPOの税制優遇認定は書類チェックだけで事後チェックに重きをおいています。日本でも今回の法改正を機会に、認定の実態調査を行う手間を省き、むしろ情報公開や毎年提出される書類の事後チェックを重視することが求められます。初回の審査も書類審査ですむように働きかけていきましょう。
- 認定の更新の際においては認定の実態調査はしない原則があることに注意しましょう。
- 仮認定においても原則書類審査でできるように働きかけていきましょう。

国税庁は認定に係る標準処理期間を6ヶ月と定めています。条例では標準処理期間を定めることができませんが、行政手続条例では基本的に行政手続に係る標準処理期間を定めて公開することが義務づけられています。最長でも6ヶ月、できれば4ヶ月を標準処理期間とするように働きかけましょう

- 現在、国税庁は認定に係る標準処理期間を6ヶ月と定め、ホームページ等で公開しています。これは、認定NPO法人制度スタートから数年は、認定に係る期間が平均8ヶ月、長いもので2年に及び、市民から批判が高まったことで定められたものです。
- 今回、改正NPO法では、認定に係る期間については自治事務として定めをおいてはいません。しかし、期間の定めがなくて良いということではありません。
- 行政手続法・条例による標準処理期間を明示することは最低限のことです。施行条例・施行規則で決められなくても、その実施要領やマニュアルで定めて公表するように働きかけていきましょう。
- 期間に関しては、国税庁は6ヶ月としていましたが、実際には3～4ヶ月で審査が終わっています。公益法人の公益認定において標準処理期間は4ヶ月と国ではしています。認定NPO法人の標準処理期間に関しては、「4ヶ月」とすることが望ましいと考えています。

(参考) 国税庁の標準処理期間の定め (国税庁HPで公開)

1. 標準処理期間

税務署長は、原則として、起算日から1か月以内に国税局長（沖縄国税事務所長）に進達します。

国税局長（沖縄国税事務所長）は、原則として、起算日から5か月以内に国税庁長官に進達します。

国税庁長官は、原則として、起算日から6か月以内に処理します。

2. 標準処理期間の起算日

標準処理期間の起算日は、申請書が提出された日の翌日とします。

3. 標準処理期間から除外される期間

- 申請書提出日の翌日から、国税庁又は国税局（沖縄国税事務所）が内閣府又は都道府県から事業報告書など法令に定める所定の書類の送付を受けた日までの期間
- 申請書類（添付書類を含みます。）の欠陥補正等のため、所要の補正若しくは書類の追加提出を依頼した場合又は認定審査に必要な追加資料を要求した場合は、当該依頼した日又は要求した日から補正若しくは追加提出がなされた日又は追加資料の提出がなされた日までの期間
- 電磁的方法によって申請書等の提出があった場合において別途送付等される添付書類が申請書等を受理した日から合理的な期間内に到達しなかったときは、当該申請書等を受理した日から当該添付書類が到達した日までの期間
- その他行政庁の責めに帰さない事情により要した期間（申請法人に対する実態確認予定日を事前連絡した場合、当該事前連絡日から実際に実態確認を開始した日までの期間は当該期間に含まれます。）

→http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/denshi-sonota/npo/shinsei_tetsuzuki/01.htm#01syori

特定非営利活動促進法施行条例（案）

（趣旨）

第一条 この条例は、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号。以下「法」という。）に基づき、法第九条の規定により知事が所轄する特定非営利活動法人等について、法の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

- この条例は、所轄庁である都道府県又は政令市が作ります。ここでは、一番多い県の条例をモデルに案を作っています。都道府県の場合は、「県」をそれぞれ「都」「道」「府」に、読み替えてください。また、政令市の場合は「知事」を「市長」に、「県」を「市」に読み替えてください。ただし、政令市が所轄庁になるのは、その政令市内だけに特定非営利活動法人の事務所がある場合だけです。（以下同じ）
- 条例の第〇条という番号は、従前のNPO法施行条例を廃止して、新しい改正NPO法施行条例を新設するという前提で、通し番号としています。
- 都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人のうち当該知事の所轄外のものについての規定を設けるため「特定非営利活動法人等」と「等」を付け加えています。

（法別表各号に掲げる活動に準ずる活動）

第二条 法別表第二十号に規定する条例で定める活動は、次に掲げる活動とする。

- 一 東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）の被災地の復旧及び復興を支援する活動
- 二 再生可能エネルギーの開発又は利用の普及を図る活動

- 改正NPO法では、第2条別表第20号として、「前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動」を条例で定めることができるようになりました。これは、地方分権の時代において、各地域でさらに推進するNPO活動の分野があれば、それぞれの自治体で決めていくべきという趣旨によります。
- 「準ずる活動」は、都道府県・指定都市がそれぞれの判断で定めることができます。
- ここでは、例として「東日本大震災の復旧・復興を支援する活動」と「再生エネルギーの開発・普及を図る活動」の2つを示してあります。第1号の活動は法別表第8号の災害救援活動に、第2号の活動は法別表第7号の環境の保全を図る活動及び同表第15号の科学技術の振興を図る活動に、それぞれ準ずるものとして定めています。

(設立の認証申請)

第三条 法第十条第一項の認証を受けようとする者は、規則で定めるところにより、同項各号に掲げる書類を添付した申請書を知事に提出しなければならない。

2 法第十条第一項第二号ハ（法第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の書面は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 当該役員が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の適用を受ける者である場合 同法第十二条第一項に規定する住民票の写し

二 当該役員が住民基本台帳法の適用を受けない者であり、かつ、外国人登録法（昭和二十七年法律第二百二十五号）の適用を受ける者である場合 同法第四条第一項に規定する外国人登録原票の記載内容を証明する市町村（東京都の特別区の存する区域及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、区）の長が発給する文書

三 当該役員が前各号に該当しない者である場合 当該役員の住所又は居所を証する権限のある官公署が発給する文書

3 前項の規定にかかわらず、知事が住民基本台帳法第三十条の七第五項の規定により他の都道府県知事（同法第三十条の十第一項の規定により指定情報処理機関に行わせることとした場合にあつては、指定情報処理機関。第六条において同じ。）から当該役員に係る本人確認情報の提供を受けるとき又は同法第三十条の八第一項の規定により当該役員に係る本人確認情報を利用するときは、第一項の申請書には、前項第一号に掲げる書面を添付することを要しないものとする。

- 改正NPO法第10条第1項に関する条例です。従前のNPO法施行条例ですでに定められているものです。
- 申請書の記載事項については、条例・規則の本則で規定する方法もありますが、様式に規定する方法もあります。この条例案では、様式に規定する方法をとっています。
- 所轄庁が市の場合は、第3項は「市長が住民基本台帳法第三十条の七第四項又は第六項の規定により都道府県知事（同法第三十条の十第一項の規定により指定情報処理機関に行わせることとした場合にあつては、指定情報処理機関。第六条において同じ。）から当該役員に係る本人確認情報の提供をうけるとき」と読み替えます。

(軽微な不備)

第四条 法第十条第三項の軽微な不備は、誤記又は記載漏れであつて、法第十条第一項の申請をした者が記載しようとした事項が容易に推測される程度のものとする。

- 改正NPO法第10条第3項に関する条例です。改正NPO法で新設となる条例です。
- これまでは、法律の趣旨からして、縦覧後の補正は縦覧の意義を損なうものではないかという指摘がありました。これを受けて、改正法では、軽微な場合に限り、補正ができる手続きを明確化したものです。
- 「軽微な不備」の内容は、一例ですが「遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則」の第1条の2に「軽微な不備」として「誤記又は記載漏れであつて、認定申請書を提出した者が記載しようとした事項が容易に推測される程度のものをいう。」というものがあります。ここでは、これを参考に条例案を作成しています。

(認証又は不認証の決定期間)

第五条 知事は、正当な理由がない限り、法第十条第二項の期間を経過した日から一月以内に、法第十二条第一項の規定による認証又は不認証の決定を行わなければならない。

2 前項の規定は、法第二十五条第三項及び法第三十四条第三項の規定による認証又は不認証の決定について準用する。

- 改正NPO法第10条第2項に関する条例です。これも新設となる条例です。
- 都道府県・政令市は、NPO法人の認証・不認証に要する期間を条例で短く定めることができるという内容です。
- 縦覧期間の前半1ヶ月が補正期間となったことから、申請書類を受理した日から実務上審査を行うことが可能となりました。これを活用して認証・不認証の決定までの期間を短くすることでよりスピーディーなNPO法人の設立が可能となります。
- 短縮する期間については、各自治体の判断です。ここでは1ヶ月としています。

【削除】

(表決権の行使に係る電磁的方法)

第〇条 法第十四条の七第三項の電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法は、次の各号に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げる方法

イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供

を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

- 二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法
- 2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

- 改正NPO法では、第14条の7第3項において、電磁的方法の定義が、条例委任から内閣府令委任に改正されました。従前の施行条例にすでに定めてある場合には、この定義部分を削除します。

(役員の変更等の届出をする場合の提出書類)

第六条 法第二十三条第二項（法第五十二条第一項（法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用を受ける場合における第三条第二項第一号に掲げる書面については、知事が住民基本台帳法第三十条の七第五項の規定により他の都道府県知事から当該役員に係る本人確認情報の提供を受けるとき又は同法第三十条の八第一項の規定により当該役員に係る本人確認情報を利用するときは、法第二十三条第二項の規定による提出をすることを要しないものとする。

- 改正NPO法第23条第2項に関する条例です。従前のNPO法施行条例ですでに定められているものです。ただし、法第52条第1項の規定により読み替える場合について追記する必要があります。ここは新設です。

(定款の変更の認証申請)

第七条 法第二十五条第三項の認証を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、同条第一項の議決をした社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款（所轄庁の変更を伴う定款変更の場合にあつては、法第二十六条第二項に掲げる書類）を添付した申請書を知事に提出しなければならない。

- 2 第四条及び第六条の規定は、法第二十五条第三項の認証について準用する。

- これは、法第25条第4項に新たに「条例で定めるところにより」が規定されたため、条例第3条第1項と同様の規定を追加するものです。新設の条例です。

(軽微な事項に係る定款の変更の届出)

第八条 特定非営利活動法人は、法第二十五条第六項（法第五十二条第一項（法第六十

二条において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用する場合を含む。次条において同じ。)に規定する定款の変更をしたときは、規則で定めるところにより、同条第一項の議決をした社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添付した届出書を知事に提出しなければならない。

- 法第25条第6項に新たに「条例で定めるところにより」が規定されたため、条例第3条第1項と同様の規定を追加するものです。新設の条例です。

(みなし総会決議に係る社員総会の議事録)

第九条 法第十四条の九の規定により社員総会の決議があったものとみなされた場合において、法第二十五条第四項又は第六項の規定により添付する社員総会の議事録の謄本は、次に掲げる事項を内容とするものとする。

- 一 社員総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- 二 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- 三 社員総会の決議があったものとみなされた日
- 四 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

- 改正NPO法で、みなし総会決議による社員総会が認められたこと(法第14条の9)による新設の条例です。
- 基本的には、みなし総会決議時の手続きの簡素化のための規定です。
- 団体自治を尊重し、決議があったことを証明する証拠などの提出を求めないで済むようにしましょう。

※ 法第二十八条第一項の委任条例は特に定める必要はありません。

- 法第28条第1項には、「都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより」、前事業年度の事業報告書等を作成等することが定められていますが、この条文は改正前からあり、特に条例で定めを置いていない場合が多い条項です。

(事業報告書等の提出期限)

第十条 特定非営利活動法人は、法第二十九条(法第五十二条第一項(法第六十二条において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する事業報告書等を、毎事業年度初めの三月以内に、知事に提出しなければならない。

- 改正NPO法で第29条の内閣府令委任が条例委任に変更されたことによる新設の条例です。

- 申請書などの様式は規則で定めることとしました。

(事業報告書等の閲覧場所)

第十一条 法第三十条の規定による閲覧又は謄写は、規則で定める場所において行うものとする。

- 旧NPO法第29条第2項が、改正NPO法第30条となり、そこでの内閣府令委任が条例委任に変更されたことによる新設の条例です。
- この条例案では、閲覧・謄写の場所を規則で定めるとはしていますが、閲覧・謄写の場所以外の事項を定めることもできます。

(合併の認証申請)

第十二条 法第三十四条第三項の認証を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、同条第一項の議決をした社員総会の議事録の謄本及び同条第五項において準用する法第十条第一項各号（第六号を除く。）に掲げる書類を添付した申請書を知事に提出しなければならない。

2 第四条の規定は、法第三十四条第三項の認証について準用する。

- 旧NPO法でもすでに置かれている条例です。補正手続が改正NPO法第10条第3項で設けられたことにより、第2項を新設しています。

(認定申請)

第十三条 法第四十四条第一項の認定を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、同条第二項各号に掲げる書類を添付した申請書を知事に提出しなければならない。ただし、法第四十五条第一項第一号ハに掲げる基準に適合する特定非営利活動法人が申請をする場合には、法第四十四条第二項第一号に掲げる書類を添付することを要しない。

- 改正NPO法で認定制度が取り入れられたことによる新設の条例です。
- 基本的に規則で定められる申請書等の様式は、現在国税庁に提出している様式と全く同じものと想定しています。（ただし、税理士の署名・押印欄や税務署のチェック欄などは当然不要となります。以下同じです）
- ただし、認証行政庁と認定行政庁が同一になる場合、認証に関する事務を通じて把握できる情報は省略するなど、従来の国税庁認定の申請書より記載事項の簡素化が求められます。
- 国税庁の認定申請書（認定要件チェック表含む）は多くの項目を、有無等のチェック

ク欄で申請させるようにしています。このようなチェック欄を増やすことが必要です。

- 改正NPO法第47条もチェック欄で申請書を作成するようにしましょう。その場合、第3項の「事業計画書」は、認証申請時に提出された事業計画書であることに注意が必要です。新たな「事業計画書」の作成・提出を求めるものではありません。

(公示事項)

第十四条 法第四十九条第三項第五号の事項は、当該認定の日前に法第四十四条第一項の認定を受けていた期間とする。

- これも改正NPO法で認定制度が取り入れられたことによる新設の条例です。所轄庁が認定をした時にインターネット等で公示する事項を条例で定めるものです。
- 公示の趣旨は、税制優遇の対象となる認定NPO法人を周知して寄附を促進しようというものです。公示事項はこの趣旨を踏まえ各所轄庁で定めることができます。
- ここでは、寄附者等の利便性を考慮して、更新の認定前に認定を受けていた期間を公示事項としました。

(有効期間の更新申請)

第十五条 法第五十一条第二項の有効期間の更新を受けようとする認定特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、法第五十一条第五項の規定により準用する法第四十四条第二項第二号及び第三号に掲げる書類を添付した申請書を知事に提出しなければならない。ただし、これらの書類については、既に知事に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができる。

- これも改正NPO法で認定制度が取り入れられたことによる新設の条例です。
- 基本的に規則で定められる申請書等の様式は、現在国税庁に提出している様式と同じものと想定しています。

(認定に関する規定の準用)

第十六条 第十四条の規定は、法第五十一条第五項において準用する法第四十九条第二項第五号の事項について準用する。

- これも改正NPO法で認定制度が取り入れられたことによる新設の条例です。所轄庁が認定の更新をした時にインターネット等で公示する事項を条例で定めるものです。
- 公示事項は初回の認定と同じ内容となることを想定し、条例第14条を準用してい

ます。

(定款の変更に関する書類の提出)

第十七条 県の区域内及び他の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人のうち知事が所轄するもの以外のものは、法第二十五条第三項の定款の変更の認証を受けたときは、同条第一項の議決をした社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を知事に提出しなければならない。

2 第九条の規定は、法第五十二条第二項の規定により提出する社員総会の議事録の謄本について準用する。

- これも改正NPO法における新設の条例です。
- 県に事務所を設置する認定特定非営利活動法人のうち所轄庁が県知事以外のであるものにつき、他の所轄庁が定款の変更の認証をした際の変更後の定款等を提出することを定める条文です。
- 2つ以上の都道府県に事務所がある認定特定非営利活動法人の場合は、事務所のある都道府県知事に関与が限定されているので、政令市ではこの定めを置く必要はありません。
- 第2項の趣旨は、第9条と同様です。

(認定特定非営利活動法人の定款の変更の添付書類)

第十八条 法第二十五条第三項の認証を受けようとする認定特定非営利活動法人は、第七条に掲げる書類のほか、法第五十二条第三項の寄附者名簿その他の内閣府令で定める書類を第七条の申請書に添付しなければならない。

- 改正NPO法において、認定特定非営利活動法人が定款変更する際には、法52条3項の規定により、寄附者名簿その他の内閣府令で定める書類を添付しなくてはならなくなったことによる新設の条例です。

※ 法第五十四条第一項の委任条例は特に定める必要はありません。

- 改正NPO法第54条第1項で「都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより」、認定申請書の添付書類等を備え置くことが定められていますが、NPO法第28条第1項と同様、特に条例で定めを置く必要がないと考えられます。

(寄附者名簿等)

第十九条 法第五十四条第二項第一号、第三号に掲げる書類、同条第三項の書類及び同条第四項の書類の様式は、規則で定める。

- これも改正NPO法で認定制度が取り入れられたことによる新設の条例です。
- 基本的に規則で定められる申請書等の様式は、現在国税庁に提出している様式と全く同じものと想定しています。
- 第2号の役員報酬規程等は、各法人が自主的に定めるものですので、様式を条例や規則で定める必要はありません。
- 第4号の書類は内閣府令で定められているので、ここでは規定しませんでした。

(役員報酬規程等の提出期限)

第二十条 認定特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、法第五十四条第二項第二号から第四号までに掲げる書類を、毎事業年度初めの三月以内に、知事に提出しなければならない。

- 2 認定特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、助成金の支給を行ったときは、法第五十四条第三項の書類を、事後遅滞なく、知事に提出しなければならない。
- 3 認定特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、法第五十五条に規定する海外への送金又は金銭の持出しを行うときは、法第五十四条第四項の書類を、事前に(災害に対する援助その他緊急を要する場合で事前の作成が困難なときは、事後遅滞なく)、知事に提出しなければならない。

- これも改正NPO法で認定制度が取り入れられたことによる新設の条例です。
- 条例第10条と同様に、改正NPO法第55条第1項で、認定NPO法人の毎年の提出書類の期限を規定するものです。提出期限は改正NPO法第29条と同じ期限としています。
- また、改正NPO法第55条第2項の書類は現行の国税庁への提出書類(租税特別措置法施行令)と同様の様式を想定しています。

(役員報酬規程等の閲覧場所)

第二十一条 法第五十六条の規定による閲覧又は謄写は、規則で定める場所において行うものとする。

- これも改正NPO法で認定制度が取り入れられたことによる新設の条例です。
- 条例第11条と同趣旨の規定としました。

(仮認定申請)

第二十二條 法第五十八條第一項の仮認定を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、法第五十八條第二項において準用する法第四十四條第二項第二号及び第三号に掲げる書類を添付した申請書を知事に提出しなければならない。

- これは改正NPO法で仮認定制度が取り入れられたことによる新設の条例です。
- 仮認定制度ではPST基準に関する書類以外の書類は、認定の時と同じです。

(認定特定非営利活動法人に関する規定の準用)

第二十三條 第十四條及び第十七條から第二十一條までの規定は、仮認定特定非営利活動法人について準用する。

- これも改正NPO法で仮認定制度が取り入れられたことによる新設の条例です。
- 認定NPO法人制度に関する条例の規定を、仮認定NPO法人に準用する規程です。

(合併の認定申請)

第二十四條 法第六十三條第一項の認定を受けようとする認定特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、第十二條の申請書の提出に併せて、法第六十三條第一項の認定の申請書を知事に提出しなければならない。

2 法第六十三條第二項の認定を受けようとする仮認定特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、第十二條の申請書の提出に併せて、法第六十三條第二項の認定の申請書を知事に提出しなければならない。

- これも改正NPO法で認定制度・仮認定制度が取り入れられたことによる新設の条例です。
- 認定NPO法人・仮認定NPO法人の合併に関しては、所轄庁の認定がなければ、その認定・仮認定の地位の承継ができないため、その認定の申請書の様式を定めるものです。
- 様式は現行の国税庁への提出書類と同様の様式を想定しています。

(認定及び仮認定に関する規定の準用)

第二十五條 第十四條の規定は、法第六十三條第一項の認定及び同條第二項の認定について準用する。

- これも改正NPO法で認定制度・仮認定制度が取り入れられたことによる新設の条

例です。

- 認定NPO法人が合併した場合や、仮認定NPO法人が合併した場合、その前の認定又は仮認定期間を公示するものです。

【削除】

(内閣総理大臣から送付を受けた書類の写しの閲覧)

第〇条 知事は、法第四十四条第一項の規定による送付を受けた書類の写しについて閲覧の請求があった場合には、規則で定めるところにより、これを閲覧させるものとする。

- 旧NPO法第44条が廃止されたことにより、関連条例を削除するものです。

(情報通信の技術を利用する方法による手続)

第二十六条 法第七十四条に規定する手続(法第三十条及び第五十六条の規定による閲覧(社員のうち十人以上の者の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)及び住所又は居所を記載した書面についての閲覧に限る。))を除く。)を、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第三条から第五条までの規定により、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行う場合については、規則で定める。

- これはインターネット等を利用して改正NPO法における行政手続を行うことができるようにする条例です。
- 旧NPO法の施行条例でも整備されていることと想定していますが、認定・仮認定部分が入ってくるのが新しいところです。
- 社員名簿の閲覧を行政手続オンライン化法の適用対象外としている例は、それほど一般的というわけではありませんが、個人情報の保護の観点からここでは適用対象外としています。

(電磁的記録による保存)

第二十七条 法第七十五条の規定により読み替えて適用する民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十六年法律第百四十九号。以下「電子文書法」という。)第三条第一項の条例で定める保存は、次の各号に掲げる書面の保存とする。

- 一 法第十四条(第三十九条第二項において準用する場合を含む。)の規定による財産目録の備置き
- 二 法第二十八条第一項の規定による事業報告書等の備置き

- 三 法第二十八条第二項の規定による役員名簿及び定款等の備置き
 - 四 法第三十五条第一項の規定による貸借対照表及び財産目録の備置き
 - 五 法第五十四条第一項（法第六十二条（法第六十三条第五項において準用する場合を含む。）及び法第六十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定による法第四十四条第二項第二号及び第三号に掲げる書類の備置き
 - 六 法第五十四条第二項から第四項まで（これらの規定を法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による法第五十四条第二項各号に掲げる書類、同条第三項の書類並びに同条第四項の書類の備置き
- 2 特定非営利活動法人が、電子文書法第三条第一項の規定により、前項各号に掲げる書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、規則で定める方法により行わなければならない。
- 3 特定非営利活動法人が、前項の規定により電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式で使用に係る電子計算機その他の機器に表示し、及び書面を作成することができなければならない。

- これは電子媒体等を利用して改正NPO法における書類の保存を行うことができるようする条例です。
- 旧NPO法の施行条例でも整備されていることと想定していますが、認定・仮認定部分が入ってくるのが新しいところです。
- 第1項第4号では、改正NPO法に貸借対照表と財産目録の順番を合わせています。

（電磁的記録による作成）

第二十八条 法第七十五条の規定により読み替えて適用する電子文書法第四条第一項の条例で定める作成は、次の各号に掲げる書面の作成とする。

- 一 法第十四条（第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による財産目録の作成
 - 二 法第二十八条第一項の規定による事業報告書等の作成
 - 三 法第三十五条第一項の規定による貸借対照表及び財産目録の作成
 - 四 法第五十四条第二項から第四項まで（これらの規定を法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による法第五十四条第二項各号に掲げる書類、同条第三項の書類及び同条第四項の書類の作成
- 2 特定非営利活動法人が、電子文書法第四条第一項の規定により、前項各号に掲げる書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、規則で定める方法により行わなければならない。

- これは電子媒体等を利用して改正NPO法における書類の作成を行うことができるようにする条例です。
- 旧NPO法の施行条例でも整備されていることと想定していますが、認定・仮認定部分が入ってくるのが新しいところです。
- 第1項第3号では、改正NPO法に貸借対照表と財産目録の順番を合わせています。

(電磁的記録による縦覧等)

第二十九条 法第七十五条の規定により読み替えて適用する電子文書法第五条第一項の条例で定める縦覧等は、次の各号に掲げる書面の閲覧とする。

- 一 法第二十八条第三項の規定による事業報告書等、役員名簿及び定款等の閲覧
 - 二 法第四十五条第一項第五号（法第五十一条第五項及び法第六十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定による同号イ及びロに掲げる書類の閲覧
 - 三 法第五十二条第四項（法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による事業報告書等、役員名簿及び定款等の閲覧
 - 四 法第五十四条第五項（法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による法第四十四条第二項第二号及び第三号に掲げる書類並びに法第五十四条第二項第二号から第四号までに掲げる書類、同条第三項の書類及び同条第四項の書類の閲覧
- 2 特定非営利活動法人が、電子文書法第五条第一項の規定により、前項に規定する書面の閲覧に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行う場合は、規則で定める方法により行わなければならない。

- これは電子媒体等を利用して改正NPO法における書類の縦覧を行うことができるようにする条例です。
- 旧NPO法の施行条例でも整備されていることと想定していますが、認定・仮認定部分が入ってくるのが新しいところです。
- 縦覧の具体的方法は規則に委任しています。

(委任)

第三十条 この条例に定めるもののほか、法の規定の実施のための手続その他その執行に関し必要な細則は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

特定非営利活動促進法施行規則（案）

（趣旨）

第一条 この規則は、特定非営利活動促進法施行条例（平成二十三年〇〇県条例第××号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

- 特定非営利活動促進法施行条例（案）で規則委任された部分を定めた規則（案）です。
- 条例と同じく、旧NPO法施行規則を廃止して、改正NPO法施行規則を新設する前提で作られています。

（設立の認証申請）

第二条 条例第三条第一項の申請書は、設立認証申請書（別記第一号様式）とする。

- 2 条例第三条第二項第三号に定める書面が外国語で作成されているときは、翻訳者を明らかにした訳文を添付するものとする。
- 3 条例第三条第二項各号に定める書面は、申請の日前六月以内に作成されたものとする。

- 旧NPO法施行規則ですでに作成されている条項です。
- 様式は現在の所轄庁が使っている様式を想定しています。
- 新設を想定しているため様式はすべて通し番号を振っています。

（公告及び縦覧）

第三条 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号。以下「法」という。）第十条第二項の規定による公告は、■■に登載して行うものとする。

- 2 法第十条第二項の公衆の縦覧は、●●において行うものとする。

- 旧NPO法施行規則ですでに作成されている条項です。
- ■■、●●は各所轄庁で定めることとします。
- 公告・縦覧には、利用者の利便性を高めるため、所轄庁のインターネットの活用を進めてください。

（設立登記の届出）

第四条 法第十三条第二項の規定による届出は、設立登記完了届出書（別記第二号様式）によるものとする。

- 旧NPO法施行規則ですでに作成されている条項です。
- 様式は現在の所轄庁が使っている様式を想定しています。

(役員の変更等の届出)

第五条 法第二十三条第一項（法第五十二条第一項（法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による届出は、役員の変更等届出書（別記第三号様式）によるものとする。

- 2 第三条第二項及び第三項の規定は、法第二十三条第二項（法第五十二条第一項の規定（法第六十二条において準用する場合を含む。）により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により提出する法第十条第一項第二号ハの書面について準用する。この場合において、第二条第三項中「申請の日」とあるのは、「届出の日」と読み替えるものとする。

- 旧NPO法施行規則ですでに作成されている条項です。
- 様式は現在の所轄庁が使っている様式を想定しています。知事が所轄庁として届出を受ける場合であっても所轄庁以外の関係知事として届出を受ける場合であっても、同じ様式となります。
- なお、改正NPO法では新たに変更後の役員名簿を添付しなければならないこと踏まえて、その旨を別記第3号様式に記載する必要があります。

(定款の変更の認証申請)

第六条 条例第七条の申請書は、定款変更認証申請書（別記第四号様式）とする。

- 旧NPO法施行規則ですでに作成されている条項です。
- 様式は現在の所轄庁が使っている様式を想定しています。

(軽微な事項に係る定款の変更の届出)

第七条 条例第八条の届出書は、定款変更届出書（別記第五号様式）とする。

- 旧NPO法施行規則ですでに作成されている条項です。
- ただし、改正NPO法第25条第6項に新たに「条例で定めるところにより」が規定されたため、根拠法が条例に移っています。
- 様式は現在の所轄庁が使っている様式を想定しています。ただし、改正NPO法第25条第6項により新たに定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添付しなければならないことを踏まえ、別記第五号様式にその旨

を加える必要があります。

- 知事が所轄庁として届出を受ける場合であっても所轄庁以外の関係知事として届出を受ける場合であっても、同じ様式となります。

(事業報告書等の提出)

第八条 法第二十九条（法第五十二条第一項（法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による書類の提出は、同項の書類を添付した事業報告書等提出書（別記第六号様式）を知事に提出してするものとする。

- 旧NPO法施行規則ですでに作成されている条項です。
- 知事が所轄庁として届出を受ける場合であっても所轄庁以外の関係知事として届出を受ける場合であっても、同じ様式となります。
- ただし、改正NPO法において、「収支計算書」が「活動計算書」に、「役員名簿」が「年間役員名簿」に、「前事業年度の役員名簿」が「前事業年度の末日の社員名簿」に改められたことを踏まえ、その旨を別記第6号様式に記載する必要があります。また、定款変更に係る書類は削除します。
- 認定NPO法人については、添付書類として役員報酬規程等を加えます。

(事業報告書等の閲覧場所)

第九条 条例第十一条の規則で定める場所は、●●とする。

- 旧NPO法施行規則ですでに作成されている条項です。
- ●●は各所轄庁で定めることとします。
- 閲覧には、利用者の利便性を高めるため、所轄庁のインターネットの活用を進めてください。

(成功の不能による解散の認定の申請)

第十条 特定非営利活動法人は、法第三十一条第二項の認定を受けようとするときは、同条第三項の書面を添付した解散認定申請書（別記第七号様式）を知事に提出するものとする。

- 旧NPO法施行規則ですでに作成されている条項です。
- 様式は現在の所轄庁が使っている様式を想定しています。

(解散の届出)

第十一条 法第三十一条第四項の規定による届出は、解散届出書（別記第八号様式）によるものとする。

2 前項の解散届出書には、解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付するものとする。

- 旧NPO法施行規則ですでに作成されている条項です。
- 様式は現在の所轄庁が使っている様式を想定しています。

（清算人の届出）

第十二条 法第三十一条の八の規定による届出は、清算人就任届出書（別記第九号様式）によるものとする。

2 前項の清算人就任届出書には、当該清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付するものとする。

- 旧NPO法施行規則ですでに作成されている条項です。
- 様式は現在の所轄庁が使っている様式を想定しています。

（残余財産の譲渡の認証申請）

第十三条 清算人は、法第三十二条第二項の認証を得ようとするときは、残余財産譲渡認証申請書（別記第十号様式）を知事に提出するものとする。

- 旧NPO法施行規則ですでに作成されている条項です。
- 様式は現在の所轄庁が使っている様式を想定しています。

（清算終了の届出）

第十四条 法第三十二条の三の規定による清算終了の届出は、清算終了届出書（別記第十一号様式）によるものとする。

2 前項の清算終了届出書には、清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付するものとする。

- 旧NPO法施行規則ですでに作成されている条項です。
- 様式は現在の所轄庁が使っている様式を想定しています。

（合併の認証申請）

第十五条 条例第十二条の申請書は、合併認証申請書（別記第十二号様式）とする。

- 旧NPO法施行規則ですでに作成されている条項です。
- 様式は現在の所轄庁が使っている様式を想定しています。ただし、別記第12号様式の中の「収支計算書」は「活動計算書」に変更します。

(合併の場合の財産目録等の備置き等)

第十六条 法第三十五条第一項の貸借対照表及び財産目録は、合併する各特定非営利活動法人について作成し、同条第二項の規定により債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、それぞれの主たる事務所に備え置くものとする。

- 旧NPO法施行規則ですでに作成されている条項です。ただし、改正NPO法に合わせて貸借対照表と財産目録の規定順を逆にしています。

(合併登記の届出)

第十七条 法第三十九条第二項において準用する法第十三条第二項の届出書は、合併登記完了届出書（別記第十三号様式）とする。

- 旧NPO法施行規則ですでに作成されている条項です。
- 改正NPO法に合わせて別記第13号様式に添付書類として「財産目録」を加えます。

(検査の際の身分証明書)

第十八条 法第四十一条第三項の身分を示す証明書は、別記第十四号様式とする。

- 旧NPO法施行規則ですでに作成されている条項です。
- 様式は現在の所轄庁が使っている様式を想定しています。

(認定申請)

第十九条 条例第十三条の申請書は、認定申請書（別記第十五号様式）とする。

- 改正NPO法で新設となる規則です。
- 申請書の記載事項については、条例・規則の本則で規定する方法もありますが、様式に規定する方法もあります。
- 様式の記載事項は概ね国税庁が現在使っている認定申請書の様式の記載事項を想定しています。ただし、税法の条項に関する部分は改正NPO法の条項に変更しま

す。

- 申請書の添付書類も現在国税庁が使っている申請書の添付書類とほぼ同様の内容を想定しています。ただし、以下のことに留意が必要です。
- 今回、改正NPO法では、「収支計算書」に代えて本則「活動計算書」を計算書類として作成し、提出することとしています。この点はとりわけ、実務上重要で注意を要するポイントです。「収支計算書」は、どちらかという現金主義会計によって作成されることが多いものです。他方、活動計算書は、原則発生主義会計によって作成されることとなります。一方で、現行の国税庁の認定実務は、寄附金に関しては現金主義、それ以外に関しては、現金主義・発生主義の区別をせずに申請団体の実務・実態に合わせて対応してきているという経緯があります。
- また、NPO法人会計基準（NPO法人会計基準協議会）においては、「活動計算書」では、一定の条件の下で、ボランティア等の評価額を収益・費用に計上することができる、としています。
- 今回、改正NPO法においては、国税庁が行ってきている認定の基準・計算方法を変えることは基本的には想定されていません。そこで、活動計算書は発生主義で出されてきているが、認定の審査の計算においては、現金主義で計算しなおさなければならない事例も出てくることが予想されます。つまり、活動計算書上の数字と違う数字で認定の判断をする必要が出てくるということです。
- これらを受けて、具体的には以下のような対応を様式等で行う必要があります。
 1. 「未使用額の返還義務のある助成金、補助金等」は、活動計算書では、未使用額は当期の収益には計上しないこととなっていますが、認定申請書の様式においてはPSTの収入（収益）として計上できることを明確にする必要があります。この場合、事業費や受入寄附金の額なども数字を揃える必要があります。（様式もしくは記載要領に書く）
 2. 他の助成金、補助金、寄附金、社費（社員の会費）等や料金・委託費等の前払金の受入れも、NPO法人会計基準に則らず、他の基準の発生主義会計で計算書類を提出してきた場合には、PSTの計算においては、現金主義的取り扱いとし、受入れた期の収入として計上できることを明確にする必要があります。ただし、寄附金を除いて、これらは団体の実務・実態に合わせて、発生主義会計でもできるようにしなければなりません。（様式もしくは記載要領に書く）
 3. 固定資産の取得費（従来の収支計算書上での『固定資産取得支出』）等は、認定申請書の様式において、公益性要件における50%基準、事業費の80%支出基準、寄附の70%支出基準の適用においては、現金主義的な計上も認めることを明確にする必要があります。もちろん、団体の実務・実態によっては発生主義的会計も選択できることとします。（様式もしくは記載要領に書く）
 4. 費用の計算においては、固定資産を購入するための計画的積立金は、明確に区

分経理されていれば、積み立てた期における支出（費用）として、上記3の基準の計算において算入できることを明確にする必要があります。（様式もしくは記載要領に書く）

5. ボランティア等の評価額を収益・費用として算入できることを様式等で明確にするとともに、それを認定の基準の計算において収益・費用として算入できる条件を明確にする必要があります。（例えば、測定可能、比較可能な方法で評価していることを「活動計算書」の注記に明記していること等が考えられます。）※ただし、PSTの収入の計算においては、ボランティア等の評価額を収入に算入することは認められていません。（様式もしくは記載要領に書く）

6. 改正NPO法では、経過措置として、当面の間「収支計算書」を「活動計算書」に代えて提出できることとしています。したがって、活動計算書を提出するNPO法人と、収支計算書を提出するNPO法人が併存することが予想されます。これらの法人の間で、認定実務の面で不整合が出ないように様式および記載要領に、それぞれの場合の収支または収益・費用等の取り扱い方を明記する必要があります。

- 税理士署名押印欄や税務署処理欄等は当然不要となります。

（有効期間の更新申請）

第二十条 条例第十五条の申請書は、有効期間更新申請書（別記第十六号様式）とする。

- 改正NPO法で新設となる規則です。
- 申請書の記載事項については、条例・規則の本則で規定する方法もありますが、様式に規定する方法もあります。
- 様式の記載事項は概ね国税庁が現在使っている認定申請の様式の記載事項を基本に更新申請事項を加えることを想定しています。ただし、税法の条項に関する部分は改正NPO法の条項に変更します。
- 税理士署名押印欄や税務署処理欄等は当然不要となります。

（定款の変更に関する書類の提出）

第二十一条 法第五十二条第二項の規定による書類の提出は、同項の書類を添付した定款変更書類提出書（別記第十七号様式）を知事に提出してするものとする。

- 改正NPO法で新設となる規則です。
- 申請書の記載事項については、条例・規則の本則で規定する方法もありますが、様式に規定する方法もあります。
- 様式の記載事項は概ね国税庁が現在使っている異動届出書の様式の記載事項を基本に定款変更申請事項の部分を抜き出すことを想定しています。ただし、税法の条

項に関する部分は改正NPO法の条項に変更します。

- 国税庁の異動届出書の公示事項の変更に関して、法人名称、事務所所在地は定款変更に関する事項として、この様式で取り扱うこととしています。
- 税理士署名押印欄や税務署処理欄等は当然不要となります。

(代表者の変更の届出)

第二十二條 法第五十三條第一項（法第六十二條において準用する場合を含む。）の規定による届出は、代表者の変更届出書（別記第十八号様式）によるものとする。

- 改正NPO法で新設となる規則です。
- 申請書の記載事項については、条例・規則の本則で規定する方法もありますが、様式に規定する方法もあります。
- 様式の記載事項は、概ね国税庁が現在使っている異動届出書の様式の記載事項を基本に代表者変更の申請事項の部分を抜き出すことを想定しています。ただし、税法の条項に関する部分は改正NPO法の条項に変更します。
- 税理士署名押印欄や税務署処理欄等は当然不要となります。

(寄附者名簿等)

第二十三條 次の各号に掲げる書類は、当該各号に定める様式によるものとする。

- 一 法第五十四條第二項第一号の書類 別記第十九号様式
- 二 法第五十四條第二項第三号の書類 別記第二十号様式
- 2 法第五十四條第三項の書類の様式は、別記第二十一号様式によるものとする。
- 3 法第五十四條第四項の書類の様式は、別記第二十二号様式によるものとする。

- 改正NPO法で新設となる規則です。
- 申請書の記載事項については、条例・規則の本則で規定する方法もありますが、様式に規定する方法もあります。
- 様式の記載事項は、概ね国税庁が現在使っている様式を想定しています。ただし、税法の条項に関する部分は改正NPO法の条項に変更します。
- 税理士署名押印欄や税務署処理欄等は当然不要となります。

(助成金支給書類等の提出)

第二十四條 法第五十五條第二項の規定による法第五十四條第三項の書類の提出は、助成金支給実績提出書（別記第二十三号様式）を知事に提出してするものとする。

- 2 法第五十五條第二項の規定による法第五十四條第四項の書類の提出は、海外送金等届出書（別記第二十四号様式）を知事に提出してするものとする。

- 改正NPO法で新設となる規則です。
- 申請書の記載事項については、条例・規則の本則で規定する方法もありますが、様式に規定する方法もあります。
- 様式の記載事項は、概ね国税庁が現在使っている様式を想定しています。ただし、税法の条項に関する部分は改正NPO法の条項に変更します。
- 税理士署名押印欄や税務署処理欄等は当然不要となります。

(事業報告書等の閲覧場所)

第二十五条 条例第二十一条の規則で定める場所は、■■■とする。

- 改正NPO法で新設となる規則です。
- ■■■は各所轄庁で定めてください。
- 閲覧・謄写においては各所轄庁のインターネットの活用を進めてください。

(仮認定申請)

第二十六条 条例第二十二条の申請書は、仮認定申請書(別記第二十五号様式)とする。

- 改正NPO法で新設となる規則です。
- 申請書の記載事項については、条例・規則の本則で規定する方法もありますが、様式に規定する方法もあります。
- 様式の記載事項は、概ね国税庁が現在使っている認定申請書の様式を想定しています。ただし、税法の条項に関する部分は改正NPO法の条項に変更します。
- 仮認定の場合なので、PST基準に関する項目・表・書類等は不要となります。
- 税理士署名押印欄や税務署処理欄等は当然不要となります。

(合併の認定申請)

第二十七条 条例第二十四条第一項の認定の申請書は、認定特定非営利活動法人合併認定申請書(別記第二十六号様式)とする。

2 条例第二十四条第二項の認定の申請書は、仮認定特定非営利活動法人合併認定申請書(別記第二十七号様式)とする。

- 改正NPO法で新設となる規則です。
- 申請書の記載事項については、条例・規則の本則で規定する方法もありますが、様式に規定する方法もあります。
- 様式の記載事項は、概ね国税庁が現在使っている合併した場合の提出書の様式を想

定しています。ただし、税法の条項に関する部分は改正NPO法の条項に変更します。

- 税理士署名押印欄や税務署処理欄等は当然不要となります。

(検査の際の身分証明)

第二十八条 法第六十四条第七項において準用する法第四十一条第三項の身分を示す証明書は、別記第二十八号様式とする。

- 改正NPO法で新設となる規則です。
- 様式は現在の所轄庁が使っている法第41条第3項の身分を示す証明書の様式を想定しています。
- ただし、裏面の文言が改正NPO法第64条を踏まえた文言となります。

【削除】

(内閣総理大臣から送付を受けた書類の写しの閲覧場所)

第〇〇条 条例第△条の閲覧は、■●において行うものとする。

- 旧NPO法第44条が廃止されたことから、このような規則をおいている場合には削除します。

(情報通信の技術を利用する方法による手続き等を行う場合に必要な事項)

第二十九条 条例第二十六条に規定する規則で定める事項については、知事等の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成〇〇年××県規則第△△号)の例による。

- 旧NPO法でもすでに置かれていることが多い規則です。
- 各所轄庁の情報通信の技術の利用に関する規則によって定めてください。

(電磁的記録の保存の方法)

第三十条 条例第二十七条第二項に規定する電磁的記録の保存の方法は、次の各号に掲げるいずれかの方法とする。

- 一 作成された電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。)をもって調製するファイルにより保存する方法

二 書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

- 旧NPO法でもすでに置かれていることが多い規則です。
- 改正NPO法によって変更すべき点はほとんどないと想定されます。

（電磁的記録の作成の方法）

第三十一条 条例第二十八条第二項に規定する電磁的記録の作成の方法は、特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法とする。

- 旧NPO法でもすでに置かれていることが多い規則です。
- 改正NPO法によって変更すべき点はほとんどないと想定されます。

（電磁的記録による縦覧等の方法）

第三十二条 条例第二十九条第二項に規定する電磁的記録に記録されている事項の縦覧等の方法は、特定非営利活動法人の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は当該事項を紙その他の有体物に印刷して表示する方法とする。

- 旧NPO法でもすでに置かれていることが多い規則です。
- 改正NPO法によって変更すべき点はほとんどないと想定されます。

（雑則）

第三十三条 法又は条例若しくはこの規則により知事に提出する書類の規格は、日本工業規格に定めるA列四番とする。ただし、官公署が発給した文書については、この限りでない。

- 旧NPO法でもすでに置かれていることが多い規則です。
- 改正NPO法によって変更すべき点はほとんどないと想定されます。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

5. 3号指定条例

平成20年度の税制改正により寄附金税額控除の適用対象が拡大され、地域における「住民の福祉の増進に寄与するもの」について、都道府県や市区町村が条例で指定することができるようになりました。この改正を受け、都道府県や市区町村においても条例を改正し、指定を受けるための要件及びその手続きを定めているところが増えていきます。

- 地方税法第37条の2第3号または地方税法第314条の7第3号で定められている条例委任の項目です。
- 条例を定めることができるのは、都道府県および市区町村です。この場合の「区」とは東京の特別区を指しています。
- すでに多くの自治体で整備されています。ただ、まだどれだけの自治体で整備されているのかという全国的な統計はありません。
- まず、自分の住んでいる自治体、自分の所属するNPO法人の所在地のある自治体で、適切な条例が整備されているかどうかチェックしましょう。
- 定められていない場合は、適切な条例を定められるよう働きかけましょう。
- また、定め方が適切でない場合は改正を働きかけましょう。

認定NPO法人等の指定がいちいち条例で個別名称をあげないでいように「包括指定」できるように定めておきましょう。

- 条例での指定の方法は、「包括指定」と呼ぶ方法と「個別指定」と呼ぶ方法の2種類があります。個別指定とは、条例で要件だけを書き込み、個々の団体ごとに首長・議会が指定する方法です。条例で個別団体名を書き込む場合もあります。包括指定とは、例えば「県内に事務所を有する認定NPO法人」という具合に個別名をあげないで一括して対象を指定する方法です。
- 個別指定だと、いちいち団体が申請し指定を受けなければならないということになります。一方、包括指定だと、認定NPO法人になれば、要件を満たしていれば自動的に地方税の優遇対象となることができ、分かりやすい内容であると考えています。

「住民の福祉の増進に寄与する寄附金」とは受益者が住民だけであるというだけでなく、住民に社会参加を促進していくことが、「住民の福祉の増進に寄与する」という視点から広く解釈すべきだと考えます。条例にもできるだけ広い対象となるように条文を書きましょう。

- この条例をつくるに当たっては、認定NPO法人等への寄附金が「住民の福祉の増進に寄与する寄附金」であることと法律で定められています。この「住民の福祉の増進に寄与する」をどう解釈するかによって、対象とできる認定NPO法人等の範囲が違ってきます。
- 都道府県では次の3つのいずれかに対する寄附金が事例としてあります。(下記すべて県としてあります)。それぞれに包括指定と個別指定(知事・議会が指定する)があります。
 1. 県内に主たる事務所があるものに対する寄附金
 2. 県内に事務所または事業所があるものに対する寄附金
 3. 県内に事務所または事業所があるか、または県内で主たる目的の事業を行っているものに対する寄附金
- 市区町村では、次の4つのいずれかが事例としてあります。(下記すべて市としてあります)。包括指定と個別指定(市長・議会が指定する)があります。
 1. 市内に主たる事務所があるものに対する寄附金
 2. 市内に事務所または事業所があるものに対する寄附金
 3. 県と同一の定めを置く(当該市区町村内に事務所がなくても良い)
 4. 市内に事務所または事業所があるか、または市内で主たる目的の事業を行っているものに対する寄附金
- 県で一番広く範囲をとっているのは2段上の3で、市では上記4の事例です。ただし、この場合、実際に「事業を行っている」かどうかの確認が必要となり、その法人に対しては個別指定となるという課題があります。
- 東日本大震災における支援活動にみるように、現在、支え合いや住民の福祉は地域だけで完結できるものではありません。自治体の外にあるNPO法人や海外で活動するNPO法人に住民の参加を進め、育てることが「住民の福祉の増進に寄与する」と考えることが重要になってきています。
- 都道府県においても、市町村においても、事務所がその自治体になくても広く認定NPO法人等への寄附金を指定することで、積極的に日本での市民公益活動を広げていきましょう。

認定NPO法人になった団体は、まず事務所所在地のある都道府県・市区町村の条例を確認しましょう。また、事務所がなくても活動している自治体の条例も確認しましょう。

- 認定NPO法人になっても、確実に税制優遇措置の対象となるのは国税だけです。地方税で寄附金優遇の対象となるかどうかは、各自治体の条例次第となります。
- 認定NPO法人になったら、まず事務所のある自治体の寄附金税額控除の条例がどうなっているか調べましょう。この場合、都道府県と市区町村はそれぞれ別個に住

民税を課している（東京の特別区は別）ので、都道府県と市町村の両方を調べる必要があります。

- 自治体に事務所がなくても、なんらかの活動をしている、もしくは寄附者がいる自治体の場合も、この条例がどうなっているか確認しましょう。場合によっては、活動していれば、控除対象寄附金となる場合があります（神奈川県や横浜市がそうです）
- 条例が個別指定の場合は、その自治体に申請して指定される必要があります。条例に該当するようなら、すぐ申請しましょう。
- 地方税の減免措置がある場合は、寄附者にお知らせするようにしましょう。
- もし減免制度がない、もしくは十分な制度ではない場合は、行政や議会に働きかけて条例を改正してもらうようにしましょう。
- なお、ほとんどの自治体で認定NPO法人等が地方税の寄附控除対象となる3号指定を受けた場合、寄附者名簿を暦年ごとに市区町村別に作成し、各市区町村の住民税担当課に寄附を受領した年の翌年3月15日までに送付するように定めています。ただ、これは法律で定められていることではなく、認定NPO法人・自治体の事務をいたずらに増やすだけなので、不要であることを訴えていきましょう。

3号指定条例・条例案（1）～全国の法人を包括指定・市（該当部分のみ）

（寄附金税額控除）

第〇条 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金又は金銭を支出し、当該寄附金又は金銭の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額）が2千円を超える場合には、その超える金額の100分の6に相当する金額（当該納税義務者が前年中に第1号に掲げる寄附金^{（※1）}を支出し、当該寄附金の額の合計額が2千円を超える場合にあつては、当該100分の6に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の△条^{（※2）}及び×条^{（※3）}の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

◇ 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2に規定する認定特定非営利活動法人等が行う特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。）

※1 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金

※2 所得割の税率に関する規定

※3 所得割の調整控除に関する規定

- 地方税法の規定に合わせた市税条例案です。
- 全国どこの認定NPO法人でも地方税の寄附控除対象となる包括指定の規定です。
- 認定NPO法人にとっても、寄附者にとっても、もっとも税制優遇措置が使いやすい条例です。
- 都道府県・区町村の場合は、読み替えて活用してください。

3号指定条例・条例案（2）～県内の法人を包括指定&県内で活動する法人を個別指定・県（該当部分のみ）

第〇条 法第37条の2第1項第3号に規定する住民の福祉の増進に寄与する寄附金として道府県の条例で定めるものは、所得税法（昭和40年法律第33号）第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金（同条第3項並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。以下この条において「寄附金」という。）のうち、次の各号のいずれかに該当する寄附金とする。

- (1) 県内に事務所又は事業所を有する者に対する寄附金(所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを除く。次号において同じ。)
- (2) 県内において業務(主たる目的である業務に限る。)を行つている者(前号に規定する者を除く。)に対する寄附金であつて、その目的が県民の福祉の増進に寄与するものとして知事が指定したもの

- 県内に事務所がある法人は包括指定し、県外に事務所があるが県内で活動する団体は、申請を受けて指定する個別指定の条項を付け加えた条例案です。
- 県内に活動するかどうかは確認が必要となるので、その法人の場合は個別指定となります。
- 県内に事務所を置く団体だけを包括指定したい場合は、第一項の条文の内容だけとなります。

(参考)

地方税法(2012年1月1日以降のもの)

(寄附金税額控除)

第三十七条の二 道府県は、所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額(当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の三十に相当する金額を超える場合には、当該百分の三十に相当する金額)が二千元を超える場合には、その超える金額の百分の四に相当する金額(当該納税義務者が前年中に第一号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額が二千元を超える場合にあつては、当該百分の四に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第三十五条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

一 略

二 略

三 所得税法第七十八条第二項第二号及び第三号に掲げる寄附金(同条第三項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。)並びに租税特別措置法第四十一条の十八の二第二項に規定する特定非営利活動に関する寄附金(次号に掲げる寄附金を除く。)のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として当該道府県の条例で定めるもの

(寄附金税額控除)

第三百十四条の七 市町村は、所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の三十に相当する金額を超える場合には、当該百分の三十に相当する金額）が二千円を超える場合には、その超える金額の百分の六に相当する金額（当該納税義務者が前年中に第一号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額が二千円を超える場合にあっては、当該百分の六に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第三百十四条の三及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

一 略

二 略

三 所得税法第七十八条第二項第二号及び第三号に掲げる寄附金（同条第三項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）並びに租税特別措置法第四十一条の十八の二第二項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（次号に掲げる寄附金を除く。）のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として当該市町村の条例で定めるもの

6. 4号指定条例

今回のNPO法改正と同時に行われた地方税法の改正では、新しく「指定NPO法人制度」が設けられました。これは、地方自治体が、条例でNPO法人を指定して、地方税において、その指定NPO法人への住民からの寄附金を控除できるという制度です。

- 今年地方税法の改正で、地方税法第37条の2（都道府県）および第314条の7（市区町村）に、それぞれ第4号が加えられたことによる新設の規定です。
- 所轄庁である都道府県・政令市はもちろん、所轄庁ではない市区町村でもNPO法人（認定をとっていなくても）を条例指定でき、その自治体の住民税の控除対象とすることができます。
- この条例の指定を受けると、認定NPO法人になるとき、公益性の判定基準であるPST基準を免除されます。また、極めて狭い地域での活動（地縁などの共益的活動）も、この指定をとった場合は、認定NPO法人となる場合、公益性の要件の「特定の地域として内閣府令で定める地域に居住し又は事務所その他これに準ずるものを有する者」という要件は、免除されることとなります。
- この法律は、認定NPO法人制度において、「公益性の基準」は地域事情によって異なることがあるということから、自治体によって認定NPO法人の「公益基準」を独自に緩和できるようにという趣旨で作られたものです。「地域のことは地域で決める」という地方分権・地域主権の趣旨から定められています。
- この第4号では、「住民の福祉の増進に寄与する寄附金として当該都道府県（市区町村）の条例で定めるもの」となっています。条例を定める場合も、この「住民の福祉に寄与する寄附金」の範囲が問題となります。広めにとった場合、当該自治体に事務所がなくてもなんらかの理由が認められる場合は、「住民の福祉に寄与する寄附金」と考えることが可能ですし、指定も可能です。
- ただし、認定NPO法人の認定を受ける場合には、指定NPO法人で「公益性の基準」が免除されるのは、「その条例を制定した都道府県又は市区町村の区域内に事務所を有するものに限る」とされています。この場合、事務所は主たる事務所である必要はありません。
- つまり、この地方税法で新たに定められた指定NPO法人制度は、認定NPO法人になるためのステップとして設計されていますが、指定NPO法人にだけなって認定NPO法人にならないケースも想定されているわけです。その場合は、指定した自治体の住民からの寄附金についてのみ、その自治体の住民税の税額控除があることとなります。
- 指定条例の根拠になる地方税法の改正は、2012年（平成24年）1月1日から施行されます。

- しかし、指定条例自体はそれ以前に作って、指定を行うことも可能です。また来年（2012年）に指定条例を作った場合でも、指定の有効期間を今年（2011年）1月1日からとすることも可能です。

この条例でNPO法人を指定する場合、指定されたNPO法人は個別の法人名称と主たる事務所の所在地を条例で明記することとされています。

- 地方税法では、4号指定を行う場合は、指定されたNPO法人の名称と主たる事務所の所在地を条例で明記しなければならない、と定められています。
- このため、4号指定の場合は、包括指定はできず、すべて個別指定となります。さらに、条例にその名称と主たる事務所所在地を書き入れなければならないので、NPO法人を指定するごとに条例改正をしなければならないこととなっています。
- 主たる事務所所在地は、市区町村まで書き込めばいいと想定されています。不必要に番地まで書き込む必要はありません。（市区町村内での移転などに対応する手間が発生します）。

条例では最低指定されたNPO法人の名称と主たる事務所所在地を掲げるだけでも問題はありません。しかし、どのような条件ならば指定を受けられるのかは、NPO法の趣旨からも明確にしておくことが望ましいと考えます。条例でなくても、規則・要綱等で指定基準や手続きを明確に定めるように働きかけましょう。

- 指定の要件は、あくまでも認定NPO法人制度のPST基準（公益性基準）の地域事情にあった緩和であることを理解しましょう。認定の公益性基準のナショナルスタンダードとして、寄附の受入れが「3000円以上の寄附金が平均年100人以上」という基準があります。これを地域事情に合わせて、どう緩和していくのか、どうローカルスタンダードを作るのかが問われるところです。
- 公益性の判断においては、ローカルルールを認めるといっても、行政の恣意的判断を認めるわけではないことに注意しましょう。行政の恣意的判断による「公益性認定」はNPO法の趣旨に合致しません。そのために、議会で判断することが求められているわけです。
- また、議会で判断するといっても、市民に透明性のある判断ができるよう、指定の要件・手続きは、規則または要綱で明らかにしておくことが望まれます。できるだけ、NPOや市民参加の手続きを踏んで、要件や手続きを定めましょう。
- 指定に有効期間を設ける場合は、認定と合わせて5年間とし、更新が可能なように定めましょう。指定に有効期間を設けないことも可能です。
- 指定審査は、書類審査で済ませられるようにしましょう。

- 都道府県と市区町村が別々の指定基準を定めていると、寄附者からは複雑になりますし、行政実務上もたいへんです。とりわけ、都道府県においては、徴税事務を行うのは市区町村であることから、この条項を定める場合には、都道府県は市区町村と十分話し合い、それぞれが指定した法人は相互に指定できるような内容としておく方が望ましいと考えます。
- 寄附者名簿に関しては、指定NPO法人が整備して備え付けておくことが義務づけられていますが、毎年提出は義務づけられていません。自治体側が必要があるときは提出するという法令になっています。これも事後チェックの考え方で、毎年提出するような規定はつくらないようにしましょう。

4号指定条例・条例案～市（該当部分のみ）

（寄附金税額控除）

第〇条 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金又は金銭を支出し、当該寄附金又は金銭の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額）が2千円を超える場合には、その超える金額の100分の6に相当する金額（当該納税義務者が前年中に第1号^{（※1）}に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額が2千円を超える場合にあつては、当該100分の6に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の△条^{（※2）}及び×条^{（※3）}の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

◇ 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人のうち次に掲げるものに対する当該特定非営利活動法人の行う同条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。）

法人名

主たる事務所所在地

- ※1 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金
- ※2 所得割の税率に関する規定
- ※3 所得割の調整控除に関する規定

- 条例では、必ず法人名称と主たる事務所所在地を明記する必要があります。
- 主たる事務所所在地は市区町村まででよいと解釈され、番地まで書き込む必要はありません。
- 主たる事務所所在地（従たる事務所所在地も）は、条例を定めた市区町村（又は都道府県）内に所在する必要はありません。ただし、その自治体内に事務所（従たる事務所でもよい）が所在していない場合は、認定NPO法人の認定を受けるときのPST基準等の免除の適用はありません。
- 都道府県・区町村では読み替えて活用してください。
- すでに検討を進めている三重県では、「公益性の基準」として、（1）地域から認知される取り組み（ホームページの更新頻度や一般向けのイベントの回数）、（2）地域からの支持（3000円の寄附者が平均50人以上／年いる、ボランティア等の参加がのべ年平均100人以上等）、（3）他の主体（NPO、学校、企業、行政等）

との連携協働の取り組み実績(いずれかが年1回以上)という要件を組み合わせ、公益性の認定要件とする案を公表しています。また、審査は有識者等を入れた審査会で行うこととしています。指定の受付は年に1回とする方向で検討しています。

- 神奈川県では、(1) 定款の目的等(不特定多数の県民の利益に資する、利用料金等で運営可能な事業でない、地域課題の解決に資する)、(2) 活動の実績(行政との協働等の実績、企業・団体等との協働等の実績、地域等からの評価の実績、中間支援活動の実績)、(3) 活動の継続性、(4) 市町村の判断の尊重(市町村が指定した場合は公益性の判断を省略するなど)、を公益性判断の要件とする検討をしています。また、審査は審査会形式、基本的に書類審査で行うという方向で検討が進んでいます。

(参考)

地方税法(2012年1月1日以降のもの)

第三十七条の二

四 特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人(以下この号及び第三項において「特定非営利活動法人」という。)に対する当該特定非営利活動法人の行う同条第一項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として当該道府県の条例で定めるもの(特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。)

2 略

3 第一項第四号の規定による道府県の条例の定めは、当該寄附金を受け入れる特定非営利活動法人(以下この条において「控除対象特定非営利活動法人」という。)からの申出があつた場合において適切と認められるときに行うものとし、当該条例においては、当該控除対象特定非営利活動法人の名称及び主たる事務所の所在地を明らかにしなければならない。

4 控除対象特定非営利活動法人は、総務省令で定めるところにより、寄附者名簿(各事業年度に当該法人が受け入れた寄附金の支払者ごとに当該支払者の氏名又は名称及びその住所又は事務所の所在地並びにその寄附金の額及び受け入れた年月日を記載した書類をいう。次項において同じ。)を備え、これを保存しなければならない。

5 道府県知事は、第一項(同項第四号に掲げる寄附金に係る部分に限る。)の規定によつて控除すべき金額の計算のために必要があると認めるときは、控除対象特定非営利活動法人に対し、同号に掲げる寄附金の受入れに関し報告又は寄附者名簿その他の

資料の提出をさせることができる。

第三百十四条の七

四 特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人（以下この号及び第三項において「特定非営利活動法人」という。）に対する当該特定非営利活動法人の行う同条第一項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として当該市町村の条例で定めるもの（特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）

2 略

3 第一項第四号の規定による市町村の条例の定めは、当該寄附金を受け入れる特定非営利活動法人（以下この条において「控除対象特定非営利活動法人」という。）からの申出があつた場合において適切と認められるときに行うものとし、当該条例においては、当該控除対象特定非営利活動法人の名称及び主たる事務所の所在地を明らかにしなければならない。

4 控除対象特定非営利活動法人は、総務省令で定めるところにより、寄附者名簿（各事業年度に当該法人が受け入れた寄附金の支払者ごとに当該支払者の氏名又は名称及びその住所又は事務所の所在地並びにその寄附金の額及び受け入れた年月日を記載した書類をいう。次項において同じ。）を備え、これを保存しなければならない。

5 市町村長は、第一項（同項第四号に掲げる寄附金に係る部分に限る。）の規定によつて控除すべき金額の計算のために必要があると認めるときは、控除対象特定非営利活動法人に対し、同号に掲げる寄附金の受入れに関し報告又は寄附者名簿その他の資料の提出をさせることができる

【作成・問合せ先】

特定非営利活動法人シーズ・市民活動を支える制度をつくる会
〒102-0075 東京都千代田区三番町 24-25 三番町TYプラザ 3F
TEL : 03-3221-7151 / FAX : 03-3221-7152
「NPOWEB」⇒ <http://www.npoweb.jp/>
Twitter⇒ <http://twitter.com/NPOWEB>